

1 保育士等の復職支援・育児支援制度を新設、一時預かり保育を拡充します

花巻市では、保育を必要とする全ての皆さんが保育サービスを受けられるように、さまざまな事業に取り組んでいます。このたび、待機児童解消に向けた取り組みの一環として、保育士不足を解消し、保育施設の受け入れ増につなげるため、保育士等の復職支援と、保育士を対象にした保育料の減免及び補助の制度を新たに創設し、7月1日からスタートします。

また、市では職業訓練や就学などで保育ができなくなった方、病気や冠婚葬祭などで一時的に保育ができない方のため、一時預かり保育を実施しています。今まで1週当たり3日を限度としていた一時預かり保育可能日数を、1週当たり4日に拡充します。さらに1か月当たりの一時預かり保育の利用料が1万4千円を超える場合は、1万4千円を超過した額について補助を行う制度を新たに設けました。これにより、1か月の一時預かり保育料が最大でも1万4千円に抑えられます。この二つの制度が、育児中の皆さんを力強くサポートします。

1 復職に向けた支援「花巻市保育士等復職支援者登録」

復職に向けた支援を受けるためには花巻市保育士等復職支援者として登録する必要があります。

【対象者】

市内の保育施設への再就職を希望する、保育士・看護師・准看護師・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭のいずれかの資格がある人。

【復職支援の主な内容】

○個別相談 復職に向けた不安など、現役保育士及び保育園長経験者等が個別にお話を伺います。

○講座等 現役保育士及び保育園長経験者等による講座や研修を開催し、復職に向けたトレーニングを行います。

○法人立保育所等職場見学・体験

職場見学や就労体験を通して、働くイメージ作りができます。

*いずれの支援も無料で受けられます

【登録に関する問い合わせ・受付先】

受付日・時間 平日午前9時から午後5時まで

○ こども課（石鳥谷総合支所2階） ☎45-1311（内線345）

○ こどもセンター（まなび学園内） ☎21-4388

○ 保育園入所申込受付・相談窓口（本庁新館2階） ☎24-2111（内線506）

2 復職後の支援「再就職支援金貸付」「保育料の減免・補助」

再就職し働き始めた方は、再就職支援金の貸し付けが受けられます。また、認可保育施設に子どもを預けて働く人は、保育料の減免・補助が受けられます。保育料の減免・補助は、再就職した方だけでなく、現在働いている人も受けられます。

(1) 再就職支援金貸付

【対象者】

市内の法人立保育所など（保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業）に再就職し、保育業務に週20時間以上従事する人。

※ 公立保育所、認可外保育施設に再就職する人は対象外。

【貸付額】

1人1回限り 100,000円

※ 用途は問いません。1年間勤務で返還が免除されます。

【条件】

○必須条件

- ・花巻市保育士等復職支援者として登録されている人。
- ・資格取得後、1年以上経過している人。

○勤務経験等条件

- ・会社等を退職した人で、保育所などに勤めた経験がない人。
- ・市内の保育所などに勤めていた人は、離職後1年以上経過した人。
- ・市外の保育所などに勤めていた人は、離職後6か月以上経過した人。



(2) 保育料減免・補助

【対象者】

認可保育施設へお子さまを預け、市内の法人立保育所など（保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業）に勤務し、保育業務に週20時間以上従事する人。

- ※ 市外に居住する人も対象。
- ※ 再就職した人だけでなく、勤務している人も対象。
- ※ 公立保育所に再就職する人、勤務している人は対象外。

【減免・補助額】

月額 第1子 10,000円

第2子 5,000円

ただし、保育料がそれ以下の場合は、実際の保育料

3 一時預かり保育の拡充（保育士等に限らず、一般の方も対象となります）

利用日数の上限を週3日から週4日に拡充し、保育利用料の最大負担額を設定し、超えた分の補助が受けられます。

【対象者】

- 保育所入所の申し込みをしていない方。
- ※ 利用する保育所が複数になる場合があります。

【補助額】

一月あたり14,000円を超える保育利用料